

令和 6 年度の事業所におけるダイオキシン類の調査結果を公表します

令和 6 年度の廃棄物焼却炉等の設置者による自主測定結果並びに県が実施した立入検査結果を公表します。

廃棄物焼却炉等の設置者は、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、年 1 回以上ダイオキシン類の自主測定を行い、その結果を県に報告※することが義務づけられています。また、県では立入検査を行い、ダイオキシン類の測定を実施しています。

※ 新潟市内の設置者は、新潟市に報告

1 自主測定結果の概要

事業者が自主的に測定した 138 施設は、すべて排出基準に適合していました。

調査媒体	施設種類	報告施設数	
			排出基準超過施設数
排出ガス	廃棄物焼却炉等	128	0
排出水	事業場	10	0
合 計		138	0

2 立入検査結果の概要

県では 1 施設に立入検査を行い、排出基準に適合していることを確認しました。

調査媒体	施設種類	検査施設数	
			排出基準超過施設数
排出ガス	廃棄物焼却炉	1	0

- ・ 自主測定結果の詳細は、ホームページ「環境にいがた」に掲載します。
(<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kankyotaisaku/1356873796962.html>)

【参考】

ダイオキシン類：ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコポリナ-ポリ塩化ビフェニルの総称で、人に対する発がん性が報告されている。

本件についてのお問い合わせ先

自主測定結果について

(排出ガス)

環境対策課 大気環境係 [担当] 山口

直通 025-280-5155 内線 2714

(排出水)

環境対策課 水環境係 [担当] 遠藤

直通 025-280-5157 内線 2716

立入検査について

資源循環推進課 [担当] 廣田

直通 025-280-5161 内線 2504